

蘇原南部地区 社会福祉協議会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、蘇原南部地区 社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 定款第1条による事業の内、地域に適応した福祉活動を行ない、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行なう福祉活動への援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 会員で、蘇原南部地区内に居住又は、事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 若干名
- (4) 評議員 若干名 (5) 監事 2名 (6) 福祉推進員 2ないし3名

(役員を選出)

第6条 会長、副会長は理事・福祉推進員会において、理事の中から互選する。

2. 理事は、蘇原南部地区内の自治会長・民生委員児童委員並びに社会福祉に熱意のあるものをあてる。
3. 評議員は、地域の各分野から選出された、次の住民代表によって構成する。
 - (1) 自治会長 (2) 民生委員児童委員 (3) 社会福祉に熱意のあるもの
 - (4) 地区内各種団体役員等
4. 監事は、理事・評議員の中から選出し理事・福祉推進員会において承認する。
5. 福祉推進員は、民生委員及び社会福祉に熱意のあるものの中から会長が推薦し、理事・福祉推進員会において選任する。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は、1年とする。ただし、福祉推進員の任期は、2年とする
2. 役員再任については、これを妨げない。
 3. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 4. 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なう。
 5. 役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

(役員職務)

- 第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順位による副会長がその職務を代理する。
 3. 理事は、理事・福祉推進員会を組織し会務を執行する。
 4. 評議員は、評議員会を組織し、第12条2項に定める事項を審議する。
 5. 監事は、本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。
 6. 福祉推進員は、会長の命を受け、会長が執行する業務運営を補佐し事業活動を推進する。

(会計及び書記)

- 第9条 本会に会計及び書記を置く。
2. 会計及び書記は、理事の中から選出して、会長が委嘱する。
 3. 会計は、本会の経理にあたる。
 4. 書記は、本会の会議会場の予約、会議次第及び議事録を作成する。また、事業における、関連団体との連絡調整を図る。

(会議)

- 第10条 会議は、理事・福祉推進員会、評議員会及び総会とする。
2. 会議は、会長が召集する。
 3. 会議は、出席した役員過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事・福祉推進員会)

- 第11条 理事・福祉推進員会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。
2. 理事・福祉推進員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他、会長が付議した事項

(評議員会)

- 第12条 評議員会に議長を置き、そのつど評議員の互選で定める。
2. 評議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地区社協の方針に関する事項
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項

(総 会)

第13条 本会は、毎年1回以上総会を開くものとする。ただし、理事・福祉推進員会と評議員会の合同会議をもって総会にかえることができる。

2. 総会に議長を置き、議長は会長が指名する。

3. 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 地区社協の方針に関する事項
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) 諸規定の制定及び改廃
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経 費)

第14条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会よりの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会の議決を得て変更することができる。

(委 任)

第17条 この会則に定めるもののほか、地区の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、昭和62年 5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5年 4月 1日から施行する。